

議事要旨(4) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、「包括利益の表示に関する会計基準（案）及び関連基準等の改正」の公開草案について審議事項（４）－１のディスカッション・ポイントにより連結先行の要否及び修正文案を本日の審議事項とすることが説明された。引き続き、荻原主任研究員より審議事項（４）－２、（４）－３に基づき、公開草案に対するコメントの対応を反映した修正内容の説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言等は、以下のとおりであった。

（連結先行の要否について）

- ・ 連結先行の考え方の必要性は理解するが、「結論の背景」の文案にも記載されているように、包括利益の表示は、連結先行の対象とするのは適切でない。
- ・ 同じ金商法会計の下で、個別と連結の基本財務諸表が異なることは問題であり、会計基準設定主体としての見識が問われる。
- ・ 基本財務諸表の構成は、連単同一とすべきである。
- ・ 包括利益の表示には、税金や配当可能利益の制約はなく、連結先行を検討すべきケースとは言えない。
- ・ 包括利益表示は基本財務諸表の問題であり会計基準全体の考え方と切り離せない。個別財務諸表におけるコンバージェンスは、連結先行をどう進めていくかに関して関係各位のコンセンサスが醸成されてから進めていくべきである。
- ・ 公開草案に対するコメントで、個別での開示は十分コンセンサスを得るべきだとする意見が多く、議論の整理が関係者に十分浸透していないと考えられるため、議決を 2, 3 か月遅らせて、個別財務諸表や連結先行の在り方を検討して関係者の納得を得るべきである。
- ・ 財務諸表が連結と個別で分断されるのは必ずしも好ましくないが、個別財務諸表の在り方についての議論を求める声が多いことを考えると、3 月 25 日の議決にこだわらず、これから設ける検討の場での議論を踏まえて議決するのが良い。
- ・ 以上の意見を踏まえ、事務局からは、連単同時適用という形で当初の予定通りに議決すべきという意見と、連結先行の在り方の検討が開始されることから、包括利益の表示に関して議論を継続すべきであるという意見に集約できるが、それぞれ多くの委員から出されたことから、次回の委員会で最終基準の公表議決を行うかどうかは、次回の委員会開催通知を行うまで検討し、連絡することとしたい旨の説明があった。

（会計基準の文案の修正について）

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ある委員から、連結子会社株式を関連会社にも該当しなくなるまで売却した場合の、残存株式に係る為替換算調整勘定の減少について、現在の「結論の背景」における説明だけでは誤解が生じる余地があるのではないかとの指摘があった。別の委員から、組替調整額の計算に関する説明について意味が分かりづらい部分（評価差額金の「発生額」の意味等）がある旨の指摘があった。これらの意見に対して、事務局からは、文案の修正等を検討したい旨の回答があった。

以 上